

# 緊急走行に従事する運転者の皆様へ 交通事故防止のお願い



緊急自動車を運転する際は、通常の運転より一層の注意が必要です。緊急走行中に事故を起こすと、本来の緊急用務の遂行に支障をきたすこととなりかねませんので、より慎重な運転を行いましょう。

## 安全運転義務は免除・軽減されません



より高度な安全運転の知識と注意力が必要です。

交差点等危険な場所は一時停止又は徐行を必ず行い、安全確認をしてください。

## サイレンは聞こえているようで聞こえていません

緊急自動車に気が付かない車がいることを予測し、優先意識を持たず、慎重な運転に努めてください。



## 聴覚等に障害がある方もおられます



聴覚障害者の方は、緊急自動車のサイレンの音が聞こえない又は聞こえにくいことがあるほか、障害によっては、走行している緊急自動車に気が付かないこともあります。

- 交差点を通行するとき
  - 横断歩道に接近するとき
  - 歩道を横断するとき
  - 歩行者の側を通過するとき
- には特に注意して、安全運転に努めてください。

**注意!**



# 法令を確認しましょう

道路交通法関係の規定の一部を紹介します



## 1 緊急走行できる場合とは

公安委員会が発行した「緊急自動車指定書」の用途欄に記載されている緊急用務のために使用するときのみです。

## 2 緊急自動車の要件

前記緊急用務のため、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯を点灯して運転中のものです。要件を満たしている車両は、次の特例があります。

### 主な特例【道路交通法第39条、41条】

#### ◎ 右側通行の特例

やむを得ない必要があるときに限って、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができます。

#### ◎ 停止義務免除の特例

停止することは要しませんが、他の交通に注意して徐行する必要があります。

- ・ 信号機の信号による停止
- ・ 一時停止標識での停止
- ・ 歩道又は路側帯を横断する場合の直前停止
- ・ 横断歩道を横断する歩行者保護のための停止
- ・ 踏切停止

#### ◎ 通行禁止道路通行の特例（道路標識の規制に従わなくてもよい主なもの）

通行止め、車両進入禁止、指定方向外進行禁止等は通行可能です。

#### ◎ 最高速度の特例

- ・ 高速自動車国道～100キロメートル毎時  
(本線車線が構造上往復方向に分離されているものに限る)
- ・ 一般道路等 ～ 80キロメートル毎時

### 緊急走行時であっても特例が認められていないもの

- ◎ 歩行者用道路での注意徐行義務
- ◎ 急ブレーキ禁止
- ◎ 左側追い越し禁止
- ◎ 割り込み運転禁止
- ◎ 横断歩道のない交差点での横断歩行者の保護
- ◎ 徐行場所での徐行
- ◎ 事故を起こした場合の停止
- ◎ 緊急自動車の速度の遵守
- ◎ 歩道通行禁止
- ◎ 車間距離の保持
- ◎ 合図の履行



## 3 緊急自動車の運転資格

緊急自動車には、運転する自動車の種類によって年齢や免許保有期間などの運転資格が定められています。（公安委員会の審査に合格した者等を除く）（道路交通法第85条）

# 使用者の方へのお願い

## 安全運転のための教育を行きましょう

緊急自動車の使用者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければなりません。（道路交通法第74条）

問い合わせ先 山口県警察本部 交通企画課  
083-933-0110

